

## 藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、住宅からの温室効果ガスの排出量の削減等を図るため、住宅において省エネルギー住宅整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 省エネルギー住宅整備 住宅の新築及び改修に際して行う、第4条に規定する対象設備を市内の自ら居住する住宅に設置することをいう。
- (3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) B E L S 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。
- (5) Z E H水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (6) “もったいない”エコファミリー宣言 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、同一世帯の個人が環境に対する取組を実施する意思表示をいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市長が別に指定する国又は静岡県が交付する補助金（以下「併用補助金」という。）の交付確定を受けた者

- (2) B E L S等の評価・認証（取得予定であるものを含む。）により、Z E H水準に相当することが確認された住宅の省エネルギー住宅整備を行う者
- (3) 市内の住宅に次条に定める対象設備を設置し、適切に管理できる者
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者
- (5) この要綱に基づく補助金に併せて、介護保険制度における居宅介護（介護予防）住宅改修費又は重度障害児・者日常生活用具給付事業における住宅改修費の支給を受けていない者
- (6) 納付すべき市税を滞納していない者
- (7) “もったいない”エコファミリー宣言をしている者  
（対象設備）

第4条 補助の対象となる設備は、併用補助金の対象となる設備のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高性能建材（断熱材、窓・ガラス等という。）
- (2) 高効率給湯設備（燃料電池を除く。）
- (3) 高効率空調設備

（補助の対象経費及び補助額）

第5条 補助の対象は、省エネルギー住宅整備に要する経費のうち、対象設備の購入及び設置工事に要する経費とし、100万円を超えるものとする。

2 補助額は、8万円とし、1戸の住宅につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、併用補助金の交付確定日から起算して6か月を経過する日までに、市長が別に定める書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（受付順の抽選）

第7条 前条の申請による補助申請額の合計が予算を超えるときは、市長は、予算を超過した日に受け付けた申請者全員を対象に受付順を決定する抽選を行うものとする。

（交付決定及び確定）

第8条 市長は、前条の規定により申請を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第9条 交付の決定に際しては、次の各号に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならないこと。

（実績報告）

第10条 実績報告書の提出は、藤枝市補助金交付規則第12条ただし書の規定により省略する。

（請求）

第11条 補助事業者は、第8条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添えて請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

〒

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年度において、省エネルギー住宅整備を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金 額 円

(2) 事業の目的（内容）

整備場所	藤枝市
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
交付を受ける 併用補助金	
補助対象設備の内容	
補助対象経費 （補助金に係る消費税 仕入控除税額等を除く）	円（100万円を超えること）
併用補助金交付申請額	円

備考 ※印の欄は、該当する字句を○印で囲むこと。

第 号  
年 月 日

申請者 様

藤枝市長 印

藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金について、下記のとおり交付を決定及び確定したので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第11条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた  
年度藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

口座振込先金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義

※振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添付すること。

※請求者と口座名義人については、同一であること。